

○三好市訪日外国人受入環境整備事業補助金交付要綱

平成30年9月28日

告示第79号

改正 令和3年2月19日告示第12号

改正 令和4年10月28日告示第73号

(趣旨)

第1条 この告示は、三好市を訪れる外国人観光客が安心して市内観光を楽しめるように、三好市内の訪日外国人誘客に取り組む事業者を対象に受入環境整備に必要な経費に対し、予算の範囲内において訪日外国人受入環境整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、三好市補助金交付規則(平成18年三好市規則第45号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、用いる用語の意義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 宿泊事業者 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に基づき、都道府県知事の許可を受けて宿泊業を営んでいる事業者をいう。
- (2) 交通事業者 対価を徴収して人や貨物の輸送サービスを行う事業者をいう。
- (3) 飲食事業者 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に基づき、都道府県知事の許可を受けて飲食店を営んでいる事業者をいう。
- (4) 土産物事業者 観光客等に対し土地の産物を販売している事業者をいう。
- (5) 訪日外国人 日本に観光を目的として訪れる外国人の総称をいう。
- (6) 公衆無線LAN 誰もが無線通信を利用してデータの送受信を行うLANシステムをいう。
- (7) 多言語表記 複数の言語を表記することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の交付対象者は、宿泊事業者、交通事業者、飲食事業者、土産物事業者、訪日外国人誘客に取り組む団体や個人事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 市内に事業所を有し、かつ、市内で1年以上事業を営むものであること。
- (2) 市税等を滞納していないものであること。

- (3) 同一年度に「三好市訪日外国人受入環境整備事業補助金」の交付を受けていないこと。
- (4) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つものでないこと。

(補助対象事業及び補助率等)

第4条 補助の対象事業は、三好市内において実施する次の各号に該当する事業とする。

- (1) 無料公衆無線LAN(Wi-Fi)整備事業
- (2) 多言語表記整備事業
- (3) 決済システム整備事業
- (4) 免税手続に関する整備事業
- (5) トイレの洋式化整備事業

2 前項第1号から第5号の事業において、補助対象となる整備内容及び経費、補助率等は別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業内容明細書(見積書、仕様書、位置図、配置図、設計図、写真等)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認められた場合は、申請者に対し交付決定通知書(様式第3号)を交付するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

(変更承認等)

第7条 規則第5条第1項第1号から第3号の規定による市長の承認を受けようとする場合は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更事業計画書(様式第5号)

(2) その他市長が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による市長への報告をしようとする場合は、その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(事業実績報告等)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第7号)

(2) 実績内容明細書(支払証明書、竣工図、写真、完了届等)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し補助金の額を確定し、交付額確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第9号)により市長に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払いにより交付することができるものとする。

2 前項の規定により概算払いを受けようとする補助事業者は、補助金概算払請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により補助金の概算払いを受けた補助事業者は、収支精算後に残高が生じた場合は、残金をすべて市へ返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号いずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取り消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 第7条の規定による実績報告書を提出しないとき。

(3) 第2条第1項及び第2項の条件に該当しなくなったとき。

(4) その他補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は、この要綱の規定に違反したとき。

(関係書類の保存)

第13条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助事業完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とし、市長から求められたときは、速やかに提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定を受けた補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則(令和3年2月19日告示第12号)

この告示は、令和3年3月31日から施行する。

附 則(令和4年10月28日告示第73号)

この告示は、令和4年11月1日から施行する。

別表(第4条関係)

| 補助対象事業 | 補助対象となる整備内容 | 補助対象 経費 | 補助率 | 補助金限 度額 |
|-------------------------|--|------------------------|-------|---|
| 無料公衆無線 LAN(Wi-Fi)の整備 | ①無線LANルーター機器本体の購入及び設置 ②新規通信回路の開設及び館内配線整備 ③無線LAN設置に係る設計・工事費 ※施設利用者の誰もが無料で利用できるものと し、外国人が分かるよう表示すると共に安全 対策を講じること。 ※新規設置のみ対象とし、設置後の回線使用料、 | 物品購入 費 工事請負 費 | 1/2以内 | 宿泊事業 者 200千円 その他の 事業者 25千円 |

| | | | | |
|--------------|--|--|-------|-------|
| | 保守点検料、修繕料等のランニングコストは対象外とする。 | | | |
| 多言語表記整備事業 | <p>①施設の名称、種別(ホテル、旅館、レストランなど)、営業案内(営業時間、料金など)等を表記する看板等の設置</p> <p>②施設利用者の誘導を目的とした案内板等の設置(非常口、出口、トイレ、エレベーターなど)</p> <p>③施設内設備の利用方法や施設の概要、展示品等の説明書の設置</p> <p>④施設をPRするためのホームページ・パンフレット制作</p> <p>⑤外国人向けの宿泊サイトへの登録</p> <p>※英語表記を必須とし、必要に応じた言語を併記すること。</p> <p>※新規設置を対象とし、既存の情報修正や追加、増刷等は対象外とする。</p> | <p>製作費</p> <p>工事請負費</p> <p>翻訳費</p> <p>物品購入費</p> <p>登録料</p> | 1/2以内 | 50千円 |
| 決済システム整備事業 | <p>①電子決済対応端末(電子マネー決済用リーダーなど)の購入費及び設置工事費</p> <p>②決済システムのアプリケーション導入経費</p> <p>※国際的に対応可能な決済システムとし、外国人が分かるよう表示をする。</p> <p>※増設、更新及びランニングコストに係る費用は対象外とする。</p> | <p>物品購入費</p> <p>工事請負費</p> | 1/2以内 | 50千円 |
| 免税手続に関する整備事業 | <p>①免税手続用カウンターの設置</p> <p>②専用レジ、決済システム、プリンター等の導入</p> <p>③新規通信回路の開設及び館内配線設備</p> <p>※増設、更新及びランニングコストに係る費用は対象外とする。</p> | <p>工事請負費</p> <p>物品購入費</p> <p>翻訳費</p> <p>製作費</p> | 1/2以内 | 100千円 |

| | | | | |
|-------------|---|----------------|-------|-------|
| トイレの洋式化整備事業 | ①和式トイレから洋式化への改修 ②新規洋式トイレの設置 ※トイレの付属設備(洗面台など)に係る経費は対象外とする。 | 工事請負費 物品購入費 | 1/2以内 | 200千円 |
|-------------|---|----------------|-------|-------|

※補助金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第10条関係)

様式第10号(第11条関係)